

未来投資に向けた官民対話の開催について

〔平成 27 年 10 月 13 日〕
〔日本経済再生本部決定〕

1. 日本経済再生本部の下、「『日本再興戦略』改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に基づき、グローバル競争の激化や急速な技術革新により不確実性の高まる時代に日本経済が歩むべき道筋を明らかにし、政府として取り組むべき環境整備の在り方と民間投資の目指すべき方向性を共有するため、未来投資に向けた官民対話（以下「対話」という。）を開催する。
2. 対話の構成員等については、次のとおりとする。
 - （1）対話の構成員は、内閣総理大臣、副総理、経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官、経済産業大臣、一億総活躍担当大臣並びに産業界で活動する者及び有識者とする。
 - （2）対話は、内閣総理大臣が主宰する。
 - （3）対話には、必要に応じ、（1）に掲げる以外の国务大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 対話の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、対話の運営に関する事項その他必要な事項は、対話で定める。